

⑦知財財産権の取得に係る手続の支援

戦略的な特許出願・権利取得支援を図るため、大学・TLO等における知的財産管理機能の強化を推進するとともに、論文を活用した出願の支援を図るため、2002年度中には、特許庁作成のパソコン出願ソフトを大学・TLO等に普及させる。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

⑧研究施設の改善等の環境整備

2002年度以降、創造的な研究開発成果を生み出す環境整備を図るため、老朽化、狭隘化の進んだ大学等の重点的な施設・設備の改善を進めるとともに、地域に密着した教育の充実や地域のニーズに応じた人材の育成、産学官連携、新事業創出のための研究開発活動の促進のため、地方公共団体等と法人化後の国立大学や研究開発関連独立行政法人との連携強化を図る。その際、地方公共団体等との関係や必要となる規制緩和、企業から大学への寄附等に関する税制措置を含む環境整備について検討を進める。(総合科学技術会議、文部科学省、総務省、財務省、関係府省)

(2) 企業等における知的財産創造の促進

①職務発明制度の再検討

ア) 職務発明規定の見直し

2002年度中に、企業における実態、従業者層の意識、各国の制度・実態等の調査を行う。その結果を踏まえて、発明者の研究開発へのインセンティブの確保、企業の特許管理コストやリスクの軽減、及び我が国の産業競争力の強化等の観点から、社会環境の変化を踏まえつつ、改正の是非及び改正する場合にはその方向性について検討を行い、2003年度中に結論を得る。(経済産業省)

イ) 発明者の定義の明確化

大学・公的研究機関等、企業又はそれらの共同研究による研究開発の現場において、多数の研究者が関与することに起因する発明者の決定の困難さを解決するため、2002年度以降、国内の判例、諸外国の判例、諸外国の指針の有無等を調査し、その成果をとりまとめ、判断基準の明確化を

図る。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

②日本版バイ・ドール制度の拡充

ア) 日本版バイ・ドール制度の利用の徹底

国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業活力再生特別措置法第30条(いわゆる日本版バイ・ドール制度)を、特別な事情のあるものを除き、全ての委託研究開発予算について、2002年度中に適用する。(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

イ) 日本版バイ・ドール制度の適用の拡大

米国バイ・ドール制度が産学官連携の促進等に大きな役割を果たしたことにかんがみ、日本版バイ・ドール制度が我が国においても更に大きな効果を発揮できるよう、以下の措置を講ずる。

- i) 国立大学の法人化後においては、日本版バイ・ドール制度の適用により、大学への知的財産権の帰属を促進し、大学における特許の一元管理と活用の促進を図る。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)
- ii) 政府向けソフトウェアの請負開発などのソフトウェアの開発事業について、その成果物に伴う知的財産権の帰属について、民間等における契約慣行を踏まえつつ検討し、2002年度中に必要な結論を得る。(総合科学技術会議、経済産業省)
- iii) 米国バイ・ドール制度では、海外で生産する第三者に独占的なライセンスを与える場合に、行政機関による審査等が行われていることにかんがみ、日本版バイ・ドール制度の適用に当たっても、これと同等な効果が得られるよう、2002年度以降、海外で生産する第三者に独占的なライセンスを与える場合に、必要に応じて行政機関が審査できる仕組みを導入する。(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

③知的財産情報調査のための基盤整備

特許情報調査に関する国民の多種多様なニーズに応えるとともに、高付加価値なサービスが提供されるよう、2002年度以降、特許庁は、民間特

許情報提供業者に対し、特許庁の保有するデータについて、順次、より利用しやすい形で提供する。また、特許庁は、特許電子図書館について、その機器の更新にあわせて、一般公衆の標準的な利用を基本として、アクセスの改善を図る。

加えて、特許庁は、科学技術基本計画における重点4分野を含む8分野について、2002年度中に、米国・欧州における登録件数の公表を含め、より充実した特許出願状況（公開件数・登録件数）の公表を開始する。（経済産業省）

④優れたコンテンツ創出等への支援

ア) メディア芸術の振興

我が国の誇る総合芸術として、映画をはじめアニメーションやコンピュータ・グラフィックス等のメディア芸術の一層の振興を図るため、2002年度に、映画製作に対する重点的な支援の拡充、人材養成の推進、映像フィルムのデジタルアーカイブ化の早期実現と利活用等について検討を行い、同年度中に結論を得る。（文部科学省）

イ) コンテンツ・クリエイターの育成

2002年度において、コンテンツ制作基盤ツールの開発、コンテンツ制作に対する支援、産学協力等を通じたクリエイターの育成等の施策を総合的に推進する。（総合科学技術会議、経済産業省）

ウ) 戦略分野のコンテンツ創出の推進

- i) 官民の協力により、2002年度以降、放送コンテンツや教育用コンテンツなどのブロードバンドコンテンツの制作・流通を促進するための実証実験を実施し、コンテンツの安全・確実な流通環境整備を促進することにより、ネットワーク時代に対応したコンテンツの創出を支援する。（総務省、文部科学省、経済産業省）
- ii) 放送番組をはじめとする優れたコンテンツ創出を推進するため、2002年度以降、コンテンツ制作人材育成に対する支援を行う。（総務省）

⑤優れたデザイン、ブランドの創造支援

魅力あるデザインの創造やブランドの構築を促進するため、特許庁の保有するデザイン、ブランド関連情報の活用を促進するための方策について検討し、2003年度末までに成案を得る。(経済産業省)

(3) 創造性を育む教育・研究人材の充実

①研究人材の養成及び流動性、多様性の向上

- i) 国立大学の法人化にあわせ、教官人事の流動性、多様性を高めるため、任期制や公募制の積極的導入や他大学・民間出身者や外国人研究者、女性研究者等の採用目標や採用に当たっての配慮など具体的工夫等を大学の主体的な判断により中期計画の中で明確化する。(総合科学技術会議、文部科学省)
- ii) 総合科学技術会議が策定した「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を踏まえ、2002年度以降、各大学・公的研究機関等において、それぞれの主体的な判断を尊重しつつ、任期制及び公募制の適用方針に係る計画を策定する。(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)
- iii) 我が国全体の研究人材の流動化を促進するとの観点から、民間において、博士課程修了者やポストドクター経験者等の若手研究者の採用が行われるよう、実務・実践能力の修得等のための支援を引き続き行う。(総合科学技術会議、経済産業省)
- iv) 幅広い知識をバックグラウンドとした高い専門性を有し、大学・公的研究機関等のみならず、企業においても活躍する研究人材の育成方策について幅広く検討し、2003年度の早い段階に取りまとめ、その実現を図る。(総合科学技術会議、文部科学省)

②知的財産教育の推進

ア) 児童・生徒に対する知的財産教育の推進

2002年度以降、知的財産意識の啓発、創造性の重要性に関する教材、副読本の提供など、初等・中等教育における知的財産に関する教育の推進を図るとともに、教職員に対する知的財産制度のセミナーの実施等により、

知的財産に関する教育手法の研究等、教育者の知的財産制度に関する知識向上を図る。(文部科学省、経済産業省)

イ) 大学生一般に対する知的財産教育の推進

2002年度以降、大学の講義等で利用できる知的財産制度に関する基礎的な知識を修得できる教材の提供、講師等の人材派遣の実施等により、一般学生向けの知的財産の講義の開設を促進するとともに、学生が知的財産制度に関する知識を得られるよう、大学における知的財産制度に関するセミナーの内容の充実を図る。(文部科学省、経済産業省)

2. 知的財産の保護の強化

(1) 特許審査・審判の迅速化等

①特許審査の迅速化等

- i) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。
- ii) 2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。
- iii) 2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処しうる体制を整備する。
- iv) 特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

(以上 経済産業省)

②審判制度等の改革

- i) 審判制度を簡素化・合理化するとともに機能の充実を図るため、異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度の在り方、審判と審決取消訴訟との関係等について検討し、2003年の通常国会に、所要の法案を提出する。(法務省、経済産業省)
- ii) 侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るために、裁判手続の在り方を含め幅広い観点からの検討を行い、2004年末までに結論を得る。(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)

③植物新品種審査期間の短縮

出願者の利便性向上を図るため、品種登録事務手続の電子化システムの整備等により、2003年度中にインターネットによる出願手続を可能とする。

併せて、栽培試験実施機関の体制整備等により新品種の育種動向に対応した審査の高度化を図りつつ、2005年度までに平均審査期間を3年に短縮する。(農林水産省)

(2) 実質的な「特許裁判所」機能の創出

①管轄の集中化

i) 東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることとし、2003年通常国会を目途として所要の法案を提出する。(司法制度改革推進本部、法務省)

ii) 知的財産関連訴訟への総合的な対応強化の観点から、2004年末までに、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件についての高等裁判所の管轄を東京高等裁判所に集中させることも含め、高等裁判所の専門的処理体制の強化の方策について検討し、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進本部、法務省)

②専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充

知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、裁判官以外の専門家が裁判に関与して裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度の具体的導入方策について、知的財産関連訴訟の特徴を踏まえつつ、裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含め、2004年末までに結論を得る。(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)

③証拠収集手続の拡充

知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、2005年度までに、知的財産関連訴訟の特性を踏まえた証拠収集手続の更なる機能強化について、証拠に関する憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密の保護を含め、総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。(司法制度

改革推進本部、法務省、経済産業省)

④裁判外紛争処理の充実等

知的財産に係る紛争処理手段の選択肢を幅広く提供する観点から、裁判外紛争処理（ADR）機関の機能強化・活性化等につき、2005年度までに日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請する。（法務省、経済産業省）

（3）損害賠償制度の強化

知的財産権の保護を強化し、「侵害し得」の社会からの脱却を目指す観点から、望ましい損害の認定制度の在り方について、2005年度までに検討を行い、結論を得る。（法務省、文部科学省、経済産業省）

（4）模倣品・海賊版等への対策の強化

①二国間・多国間交渉を通じた取組

特許権、意匠権及び商標権を侵害する模倣品、著作権を侵害する海賊版等について、侵害される知的財産権の特徴に留意しつつ、

i) 我が国産業及び国民の利益を守るべく、2002年度以降、侵害国の中央政府・地方政府に対して、二国間交渉・多国間交渉を通じた働きかけを強化する。

ii) 「国際知的財産保護フォーラム」と連携をとりつつ、海外における知的財産権保護の強化に取り組む。加えて、2002年度中に、著作権関係団体、コンテンツ産業等が侵害実態の監視や訴訟等への対応を目的として設立する民間組織である「コンテンツ海外流通促進機構（仮称）」と連携・協力する体制を構築し、海外における海賊版対策を強力に展開する。

iii) WTO加盟国に対しては、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）の法令レビュー、貿易政策検討制度（TPRM）といったWTOのレビューシステムも活用し、制度・運用の監視に努める。

iv) 世界知的所有権機関（WIPO）において行われている工業所有権及び著作権等のエンフォースメントに関する合同諮問委員会の議論に積極的に参画し、模倣品・海賊版等への対策の国際的強化に努める。

v) これらの模倣品・海賊版等への対策に当たっては、各国にある日本大使館・総領事館、日本貿易振興会等も積極的に活用して、毅然として二国間交渉、多国間交渉に当たる。また、これらの対策が、より実効性のあるものとするため、侵害国政府の自助努力を支援するための人材育成協力等を実施する。

vi) これらの対策の実施状況について、2002年度末までに、各侵害国における制度・運用の改善状況を勘案しつつ、フォローアップを行う。

(以上 警察庁、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

②育成者権侵害品対策

種苗法による育成者権についてその侵害の判断を容易にするため、2002年度以降、迅速・簡便なDNA品種識別技術の確立等の支援体制を整備する。(農林水産省)

③知的財産権侵害に対する国境措置の改善

知的財産権侵害品を水際で効果的に阻止するため、税関においては、特許庁等の関係省庁と協力しつつ、早急に取締体制の強化を図る。また、2003年度末までに、米国ITC(米国国際貿易委員会)の制度等も参考にしつつ、知的財産権に係る侵害品の国境措置の在り方について育成者権侵害品を対象に加えること及び特許権、意匠権等の侵害品に対する措置の強化を含め、関係省庁間で検討を行い、法制面及び運用面での改善策について具体案を策定し、遅くとも2004年度までに所要の措置を講ずる。(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

④国内における模倣品・海賊版等の取締りの強化

国内において製造、流通、販売されている模倣品・海賊版等の知的財産権侵害事件に対処するため、2002年度以降、外国取締機関との協力関係の構築に向けた積極的な働きかけ、権利者と取締機関との効果的な連携強化、組織的な違法行為に対する対策強化等を通じ、近年多発している組織的密売事案への対応等所要の対策を強化する。(警察庁)

⑤国民への啓発の強化

国民の模倣品等に対する意識の向上を図るため、2002年度以降、模倣品に関する消費者向けパンフレットの配布やホームページ上での模倣品画像の掲載など、啓発のための取組を強化する。(警察庁、経済産業省)

(5) 国際的な知的財産制度の調和と協力の促進

①世界特許システムの構築等に向けた取組の強化

i) 各国の制度が独立している現状において、世界的に権利を取得するためには、同一の内容の出願を世界各国にする必要があるため、ユーザーの手續・費用上の負担が莫大なものとなっており、また、内容上重複する出願を各国特許庁で審査するため業務負担が急増し、出願人の権利取得までの期間が長期化している。出願の早期権利化とともに各国特許庁の業務負担の軽減を図るため、先行技術調査結果・審査結果の相互利用を含む各国特許庁の協力を推進する。特に、日米特許庁間において、2002年中に先行技術調査結果・審査結果の相互利用に関する検討プロジェクトを立ち上げ、遅くとも2003年末までに、2004年以降の将来計画を決定する。(経済産業省)

ii) また、ユーザーの利便性が高い世界特許システムの構築に向けて、2002年度以降、各国の特許法及び運用の調和を推進する。特に、世界知的所有権機関(WIPO)における特許協力条約の改革に関する検討について、議論を主体的にリードし、制度の効率化及びユーザーの利便性の向上を図るとともに、世界知的所有権機関(WIPO)における実体特許法条約に関する議論に精力的に取組み、特許制度の国際的調和を図る。(外務省、経済産業省)

②アジアの制度整備及び施行体制づくり支援

2002年度以降、我が国の特許等の審査関連情報をアジア各国の特許庁に提供する「アジア工業所有権情報ネットワーク」の構築を推進する。さらに、アジアの開発途上国に対し、知的財産法制度の運用に係る体制整備や知的財産保護の重要性に関する啓蒙、模倣品対策に有効な意匠権、商標権の取得をASEAN等のアジア地域等において迅速かつ円滑に行う環境整備の

ため、2002年度以降、二国間・多国間交渉や、JICAスキーム、WIPOジャパン・トラスト・ファンド、植物新品種保護国際同盟（UPOV）ジャパン・トラスト・ファンド等の各種枠組みを用いた専門家派遣、セミナーの開催、研修生受入れ等の人材育成協力、教材開発協力、情報化協力等を実施する。（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

③自由貿易協定（FTA）、TRIPS協定、ヘーグ条約等への戦略的対応

- i) 知的財産権の国際的保護水準を維持すべく、2002年度以降、WTOを中心とした自由貿易体制の下で、二国間・地域的取組を戦略的に展開し、アジア地域等の途上国がTRIPS協定の義務を確実に履行するように強力に働きかける。（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）
- ii) 2002年度以降、生物多様性条約との整合を図りながら、バイオ技術の進歩に伴う知的財産権の新たな進展に対応する。（外務省、文部科学省、経済産業省）
- iii) 2002年度以降、引き続きヘーグ条約等知的財産権に関する国際裁判管轄等の問題を取り扱う可能性のある条約に関する議論に戦略的に取り組む。（法務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

④デジタル化・ネットワーク化に対応した新たな国際著作権ルールの策定

- i) 2002年度以降も引き続き、インターネット上でのデジタル化された著作物等の無断複製や送信行為を防ぐための権利や義務を定めるため、現在、世界知的所有権機関（WIPO）で検討が進められている、視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の議論を推進するために積極的な役割を果たす。（総務省、外務省、文部科学省）
- ii) 2002年度以降、アジア諸国を中心に、既に効力発している「著作権に関する世界知的所有権条約」や「実演・レコードに関する世界知的所有権機関条約」をはじめとするWIPO新条約への加入を働きかける。（外務省、文部科学省）

(6) 営業秘密の保護強化

企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針を2002年度中に作成する。併せて、不正競

争防止法改正による民事・刑事両面にわたる営業秘密の保護強化について、人材流動化に対する抑止効果等、それらに伴って生じうる問題点に配慮しながら、2003年の通常国会に改正法案を提出する。なお、この際、大学の研究者の自由についても配慮する。(経済産業省)

(7) 新分野等における知的財産の保護

①有用な新創作物の積極的な保護

研究開発の進展に伴い新たに生まれる有用な新創作物について、特許権等知的財産権により適切に保護するため、2002年度から、大学・公的研究機関や産業界と特許庁が情報を共有できるよう、両者の緊密な連携体制を構築する。(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

②ポストゲノム研究成果の適切な保護

ポストゲノム研究の成果を特許権として適切に保護するため、タンパク質の立体構造関連発明について、2002年度中に審査事例集の作成・公表を行い、審査基準の明確化を図る。(総合科学技術会議、経済産業省)

③再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化

近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術においては、皮膚の培養方法、細胞の処理方法等の新技术が生まれている。そのような技術開発の発明を更に促進するため、特許法における取扱いを明確化すべく、2002年度中に法改正及び審査基準改訂の必要性について検討し、結論を得る。なお、本検討に当たっては、医師による医行為²等に影響を及ぼさないよう、十分配慮する。(総合科学技術会議、厚生労働省、経済産業省)

² 医師法第17条に、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定されており、一般に、医業とは「医行為を業とすること」と解されている。

ここで、「医行為」とは、「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」とされている(「医療法・医師法解」厚生省健康政策局総務課編)。